

第2章 計画策定の背景



1 社会情勢

(1) SDGsとジェンダー平等

ジェンダー平等とは、人が性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。生物学的な性とは異なり、ジェンダーは社会的・文化的につくられている性を指しています。現代社会では、固定的性別役割分担意識[※]等により、性別によって役割が固定され、生き方や働き方が制限されてしまうといった不平等が生じています。

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて加盟193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間の行動目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、17の目標と169のターゲットが定められており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。

アジェンダの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント[※]を達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。

掲げられた17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置づけられていますが、他のすべての目標の達成においてもジェンダーの視点の主流化は不可欠なものとなっています。



(2) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

令和2（2020）年より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止に伴い、テレワーク[※]や在宅勤務等の柔軟で多様な働き方が広まりを見せました。

一方、感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、非正規雇用労働者を中心に女性が多く従事するサービス業等の就業・雇用状況の悪化、生活不安やストレスによる配偶者等からの暴力（DV[※]）や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者の増加等、女性をめぐる様々な課題が顕在化しました。

(3) ジェンダー・ギャップ指数[※]（GGI）

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の1つとなっています。令和5（2023）年の日本の順位は146か国中125位で、令和4（2022）年の146か国中116位から後退するという結果になりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況です。日本は、教育分野や健康分野では世界的に見てもトップレベルである一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では146か国中138位、経済分野では146か国中123位と、全体の順位を引き下げています。

【ジェンダー・ギャップ指数（2023）上位国及び主な国の順位】

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756

順位	国名	値
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643

2 近年の主な動向

(1) 国の動き

第5次男女共同参画基本計画の策定

平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後は5年ごとに改定が行われ、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第5次計画では4つの目指すべき社会が提示されており、その実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会^{*}の形成の促進を図るとしています。男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることについて、「男女」にとどまらず、年齢も国籍も、性的指向^{*}・性自認^{*}(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブ^{*}な社会の実現にもつながるものである」としており、多様性の視点が強調されました。

～ 第5次男女共同参画基本計画にて掲げられた目指すべき社会 ～

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

さらに、令和5(2023)年6月には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」が決定されました。「第5次男女共同参画基本計画」に示された具体的な取組について着実に実施するとした上で、「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて」、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)」を新たに取組む事項として掲げており、横断的な視点を持って速やかに取組を進めることとしています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の改正

令和元(2019)年5月に改正され、令和4(2022)年4月1日から「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務付けられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

令和3（2021）年6月に一部改正され、政党は候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※等への対策等にも自主的に取り組むよう努めるものとされました。また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応をはじめとする、環境整備等の施策の強化を図るものとしています。

性犯罪に関する刑法等の改正

令和5（2023）年6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、「不同意性交等罪」と「不同意わいせつ罪」として、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は犯罪であることが明記されました。また、「13歳未満の子どもに加え、13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合」にも処罰対象となりました。さらに、「公訴時効期間の延長」、「わいせつ目的で、16歳未満の子どもに対する面会要求等の罪」が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

令和5（2023）年3月、国は「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけ、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の成立

従来、昭和31（1956）年に制定された「売春防止法」を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業は実施されてきましたが、女性をめぐる課題は生活困窮やDV、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻等のように複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であるとの提言がなされました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し福祉の更なる推進を図るため、令和4（2022）年5月に成立しました。

◆困難女性支援法の基本理念

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ②支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

⇒売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生が目的の現行の売春防止法から「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立

令和5（2023）年6月に公布・施行され、多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{*}の多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

（2）東京都の動き

東京都男女平等参画推進総合計画の策定

平成12（2000）年3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和4（2022）年3月に策定されました。「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指す男女平等参画社会のあり方として、「男女平等参画推進に向け、企業の実践を加速させるとともに、家庭・職場等あらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例の制定

平成31（2019）年4月に制定され、社会全体で子どもを虐待から守ることを基本理念としており、子どもが権利の主体であり、虐待は子どもへの重大な権利侵害であること、子どもの意見の尊重や安全・安心の確保、最善の利益を最優先にする考え方を共有して、社会全体で虐待の防止を進めることとしています。

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

平成30（2018）年10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元（2019）年12月に策定され、令和5（2023）年3月には、第2期計画が定められました。基本方針として「性的マイノリティ^{*}当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

東京都パートナーシップ宣誓制度の創設

令和4（2022）年6月に制度創設に係る「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正が都議会において可決され、同年11月に施行されました。この制度の運用により、多様な性や性的マイノリティに関する正しい理解の啓発とともに、生活上の困難等の軽減等、性的マイノリティ当事者が暮らしやすい環境づくりを進めることとしています。

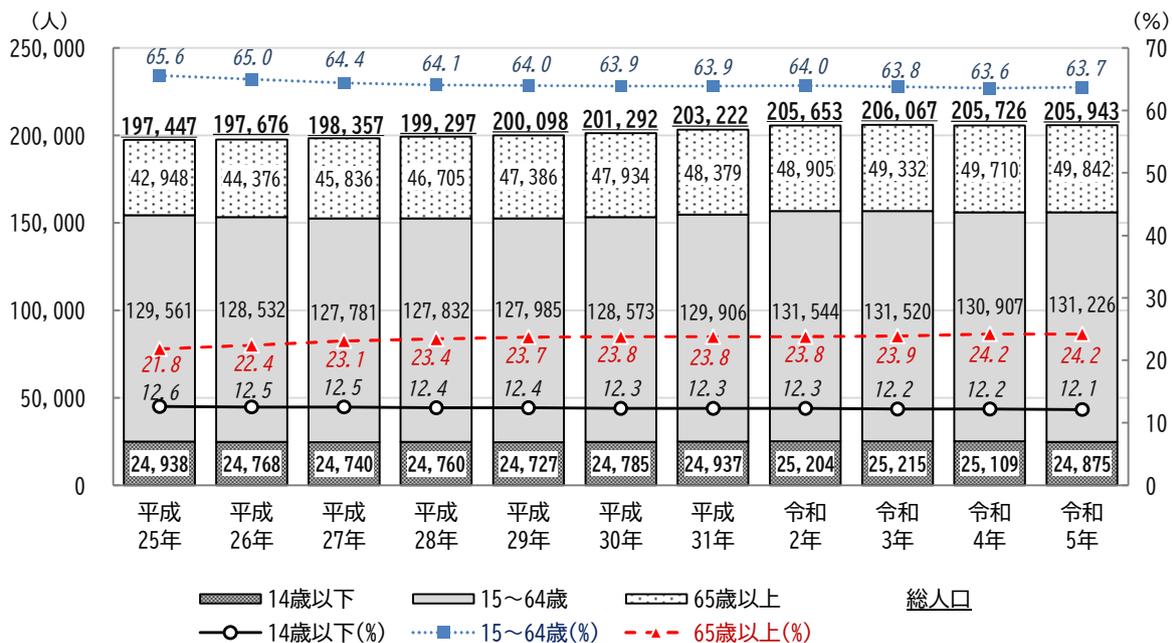
3 西東京市の現状

(1) 統計データから見る西東京市の現状

①年齢別人口の推移

総人口は、令和3（2021）年まで増加傾向にありましたが、令和4（2022）年に僅かに減少し、令和5（2023）年4月1日現在は205,943人となっています。

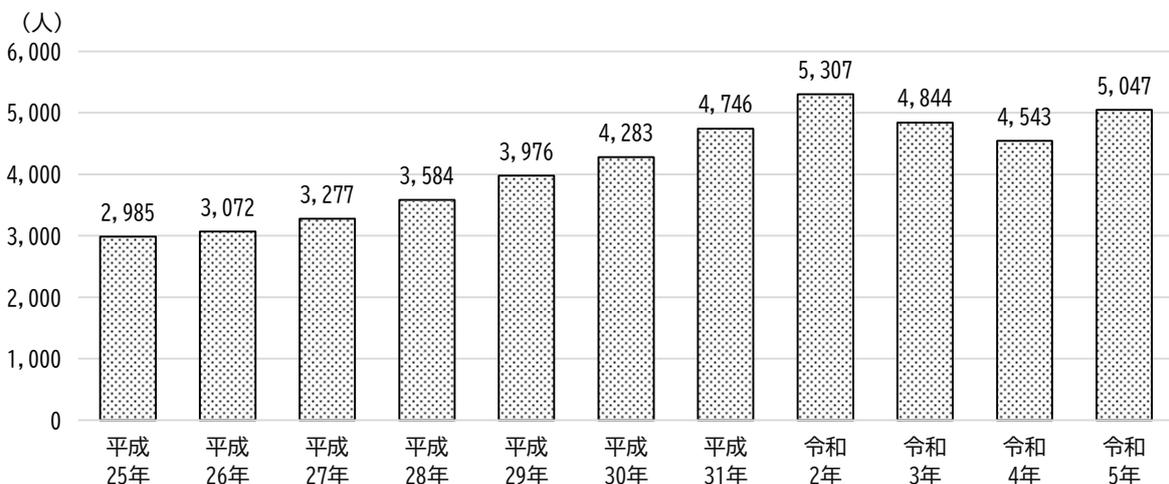
年齢3区分別の人口構成比でみると、14歳以下及び15～64歳の割合が微減している一方で、65歳以上の割合は平成25（2013）年の21.8%から令和4（2022）年の24.2%まで増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②外国人人口の推移

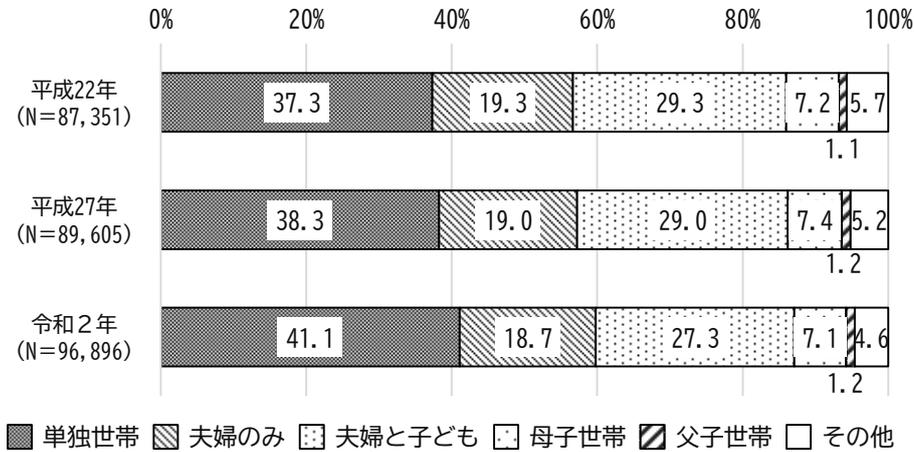
外国人人口は、令和2（2020）年まで増加傾向にあり、その後減少に転じたものの、令和5（2023）年4月1日現在5,047人となっており、前年に比べて504人増加しました。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③世帯の家族類型の推移

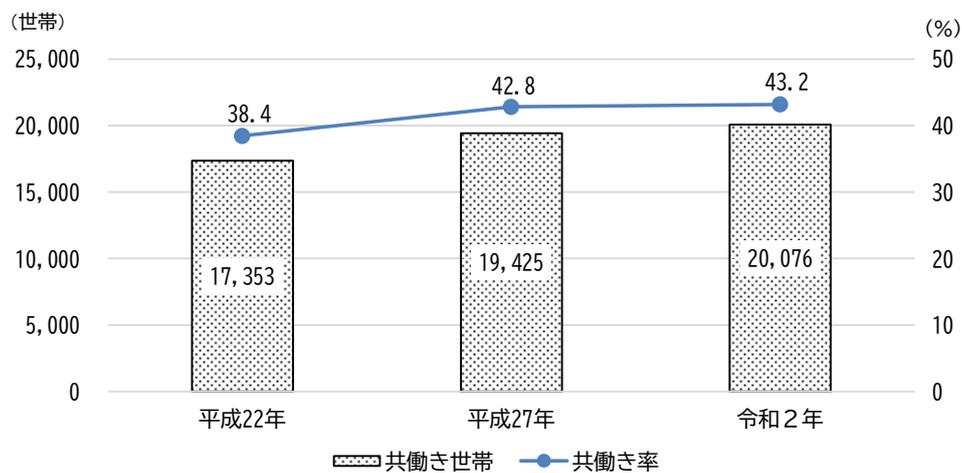
世帯の家族類型の推移をみると、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて「単独世帯」が増加しており、「夫婦と子ども」世帯が微減しています。また、母子世帯と父子世帯は大きな変化はみられませんが、両者を合わせたひとり親世帯は約 1 割を占め、父子世帯に比べて母子世帯が多くなっています。



資料：国勢調査

④共働き世帯の推移

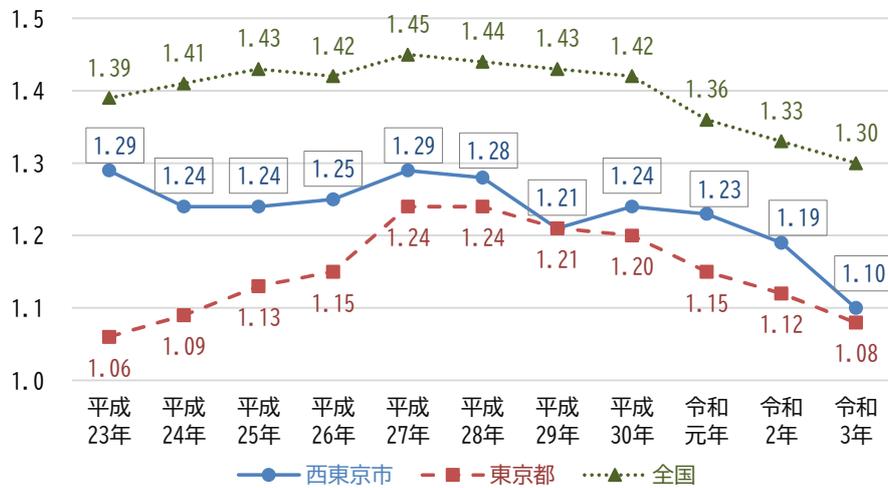
共働き世帯の推移をみると、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて増加しており、令和 2（2020）年には 20,076 世帯、共働き率は 43.2%となっています。



資料：国勢調査

⑤合計特殊出生率の推移

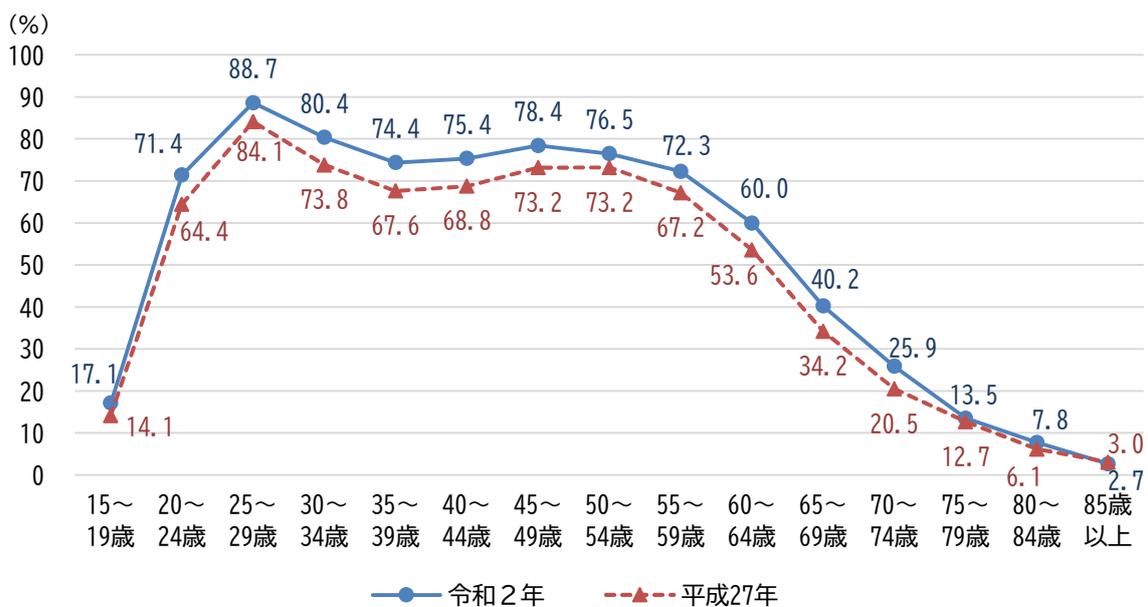
合計特殊出生率の推移をみると、平成 30（2018）年以降低下しており、令和 3（2021）年には 1.10 となっています。全国と比較すると低い水準となっており、東京都と比較すると直近 3 年間は上回っていましたが、令和 3（2021）年は同水準となっています。



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

⑥女性の 5 歳階級別労働力率の推移

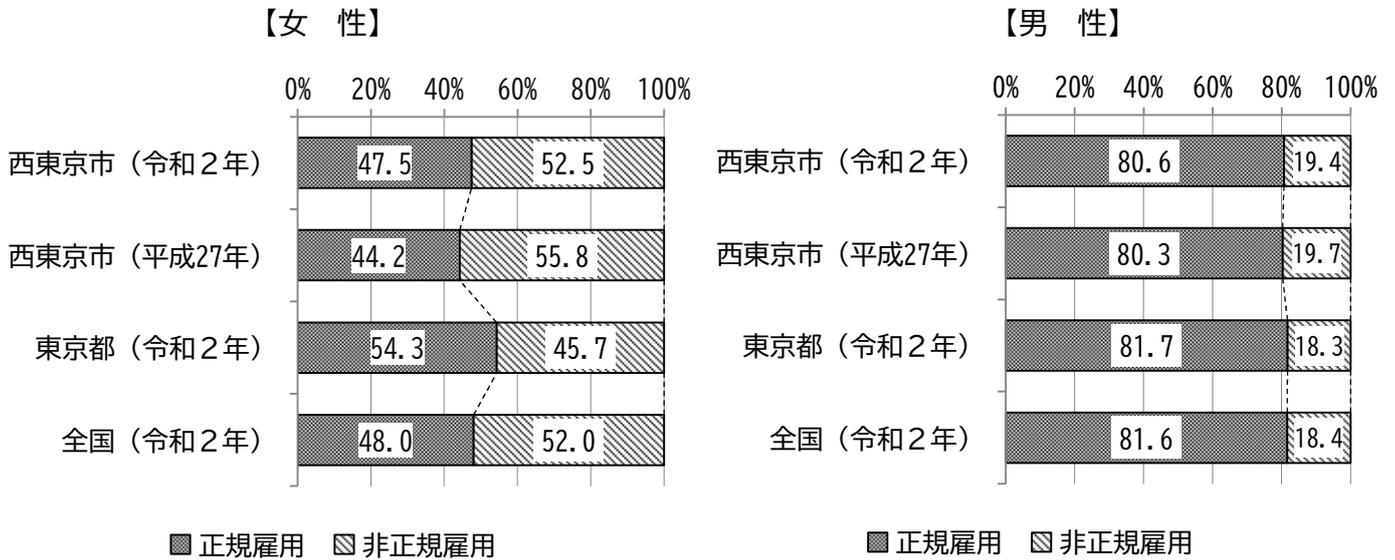
女性の 5 歳階級別労働力率をみると、令和 2（2020）年では、25～29 歳で 88.7%と最も高くなっており、その後減少して 35～39 歳で 74.4%となり、35～59 歳で 7 割台となっています。平成 27（2015）年と比較すると、令和 2（2020）年は 85 歳以上を除いたどの年齢区分でも労働力率が上回っています。



資料：国勢調査

⑦雇用形態の推移

雇用形態をみると、女性の正規雇用は平成 27（2015）年と比べ令和 2（2020）年は増加し、47.5%となっています。全国とは同水準となっていますが、東京都と比べると低い状況です。また、男性の正規雇用は 80.6%と 8 割以上を占めていることから、依然として女性の正規雇用は男性に比べて低い水準となっています。



資料：国勢調査

⑧審議会等への女性の参画状況

女性の参画状況を多摩 26 市の中で比較すると、審議会における女性委員の割合と女性管理職割合（一般行政職）はともに 13 位、委員会等における女性委員の割合は 15 位と、おおむね中位に位置しています。

審議会等への女性の登用状況	委員会等への女性の登用状況	女性管理職割合（一般行政職）
31.2% (13位/26市)	14.3% (15位/26市)	12.5% (13位/26市)

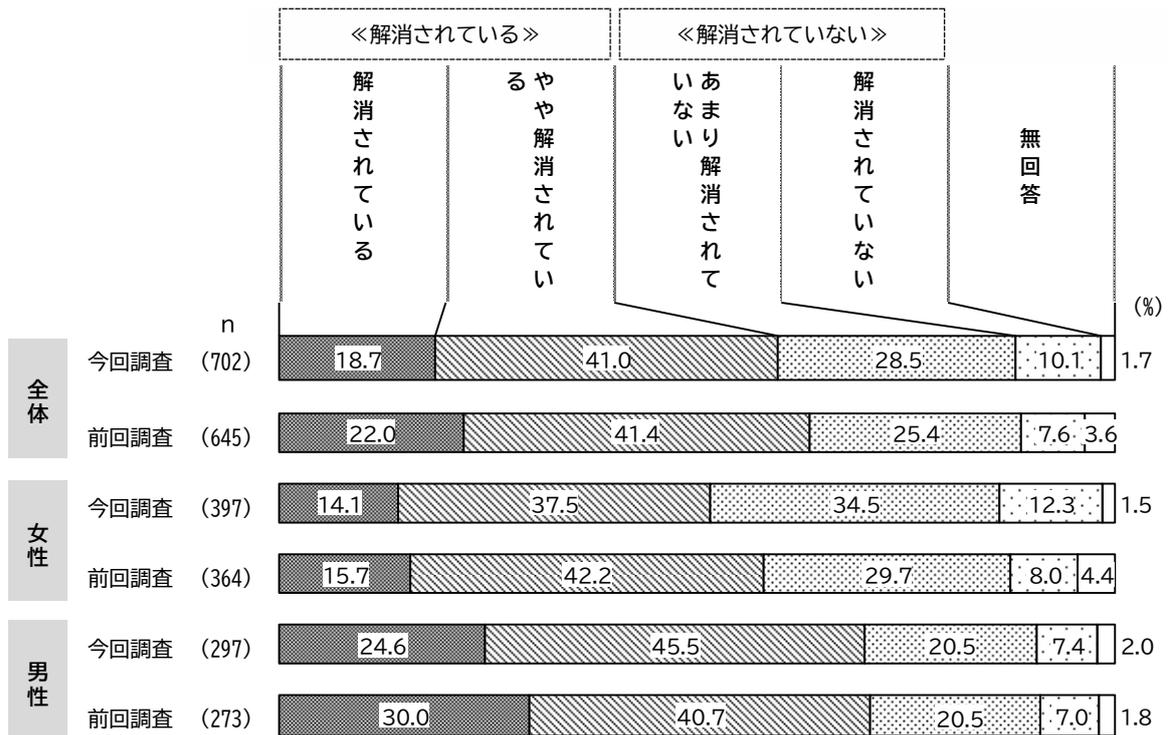
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和 5 年度）

(2) 男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査からみる現状

男女平等参画の意識について

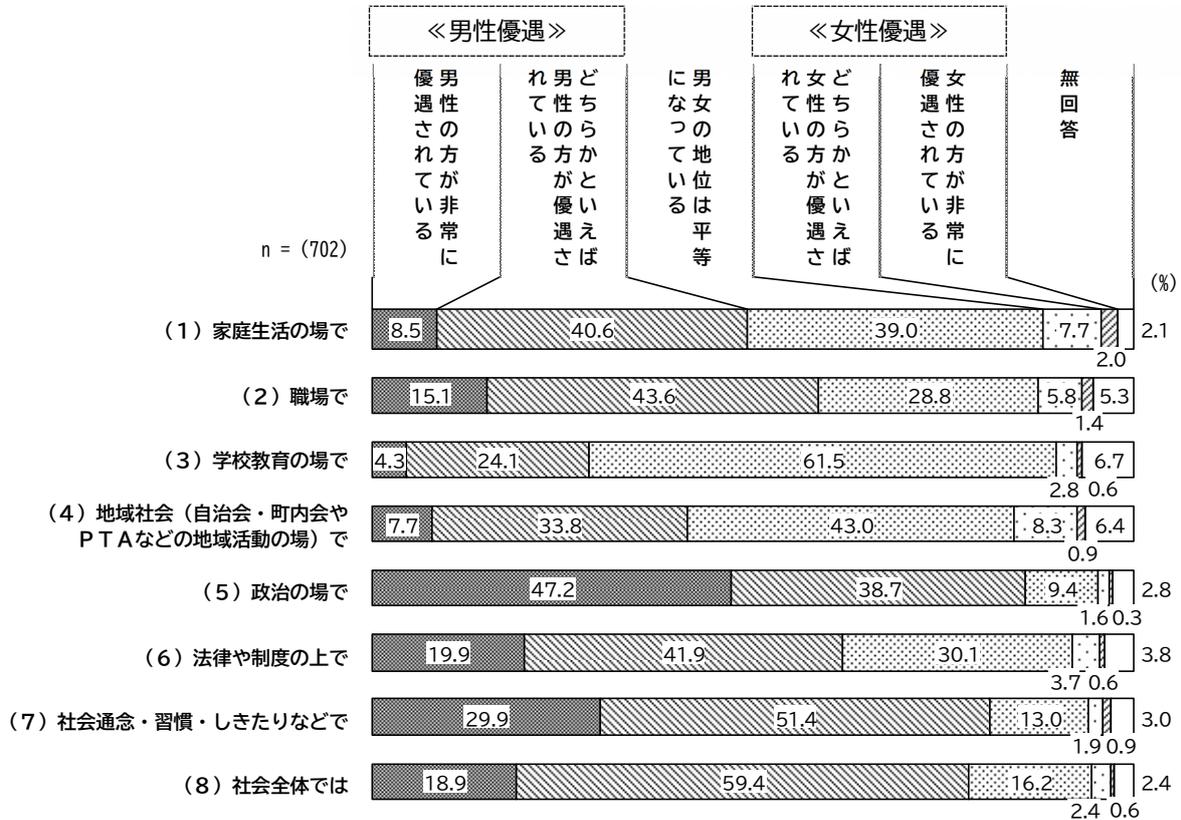
① 固定的性別役割分担意識についての考え

固定的性別役割分担意識について、「解消されている」が女性で 51.6%、男性で 70.1% と男女共に過半数が「解消されている」と感じているものの、その意識には男女差が見られます。また、前回調査から「解消されていない」が男女共に増えていますが、女性の方が大きく増えています。



②男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、「男性優遇」が『政治の場』、『社会通念・習慣・しきたりなど』、『社会全体』で7～8割を占めて多くっており、社会全体のあらゆる場で性別間の格差を感じている人が多いことがうかがえます。また、すべての分野で「男性優遇」は女性が男性を上回っています。

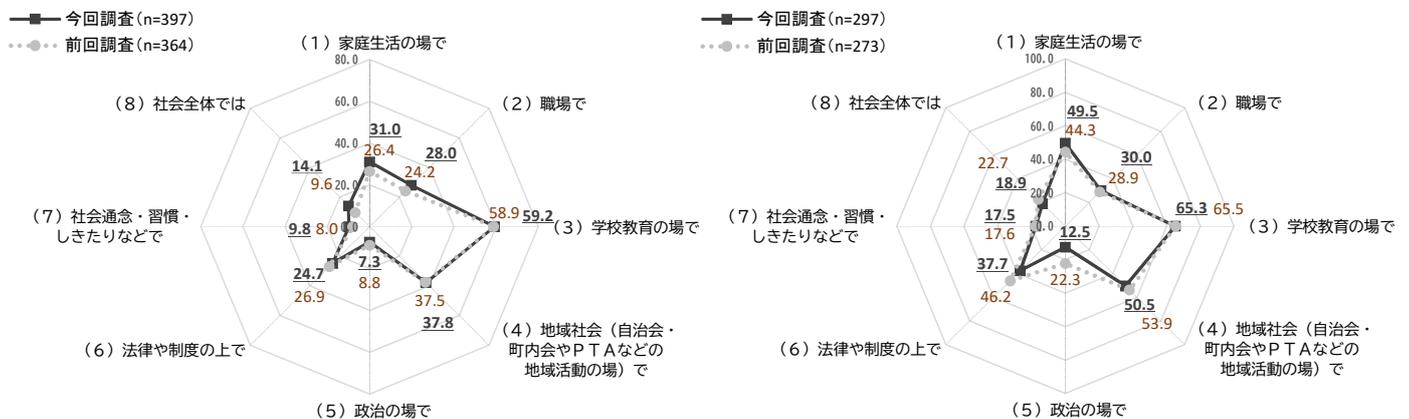


前回調査と比較すると、女性では「男女の地位は平等になっている」が『家庭生活の場』、『職場』、『社会全体』で前回調査を3ポイント以上上回り、男性では『政治の場』、『法律や制度の上』で前回調査を大きく下回っていることから、男女で平等感に違いが見られます。

<「平等」と回答した割合（前回調査との比較）>

女性

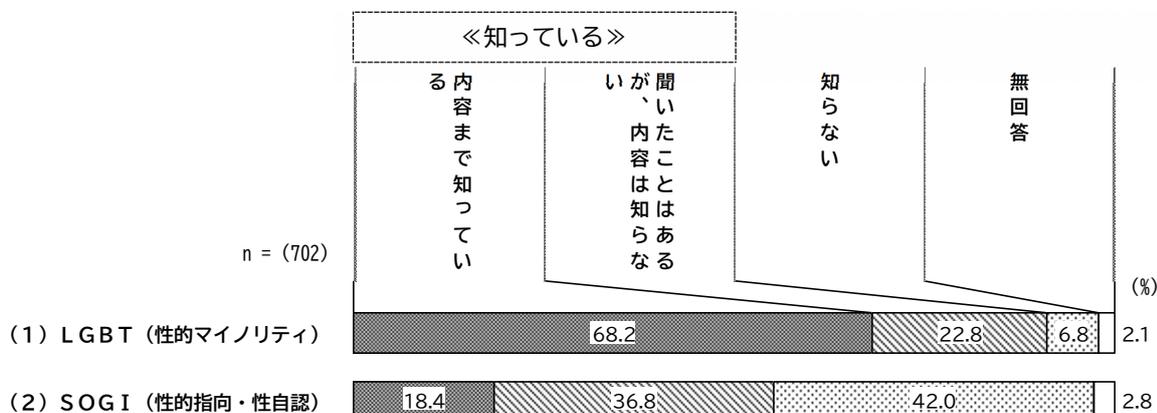
男性



性の多様性について

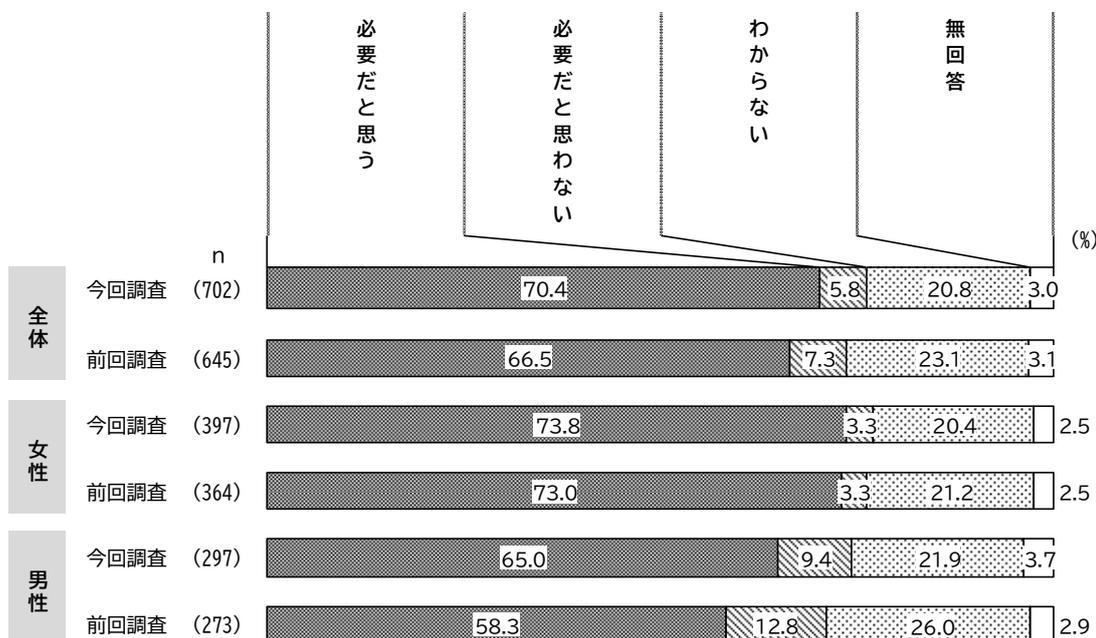
①性の多様性に関する言葉の認知度

『LGBT（性的マイノリティ）』を「知っている」が9割以上を占め、「内容まで知っている」割合も半数以上となっていますが、『SOGI（性的指向・性自認）』の認知度は5割台半ばで、「内容まで知っている」は約2割に留まっています。



②性的マイノリティへの取組についての考え方

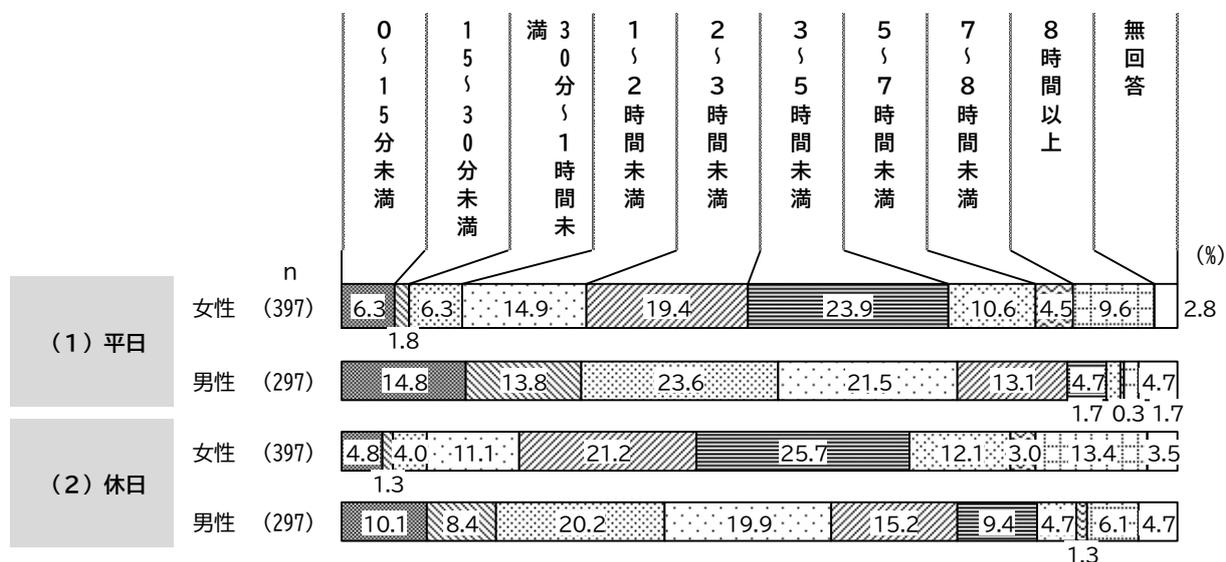
性的マイノリティへの取組を進めることについて、男女共に「必要だと思う」が最も多く、女性で7割台、男性で6割台半ばとなっています。また、男性で前回調査から「必要だと思う」が増加しています。



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）について

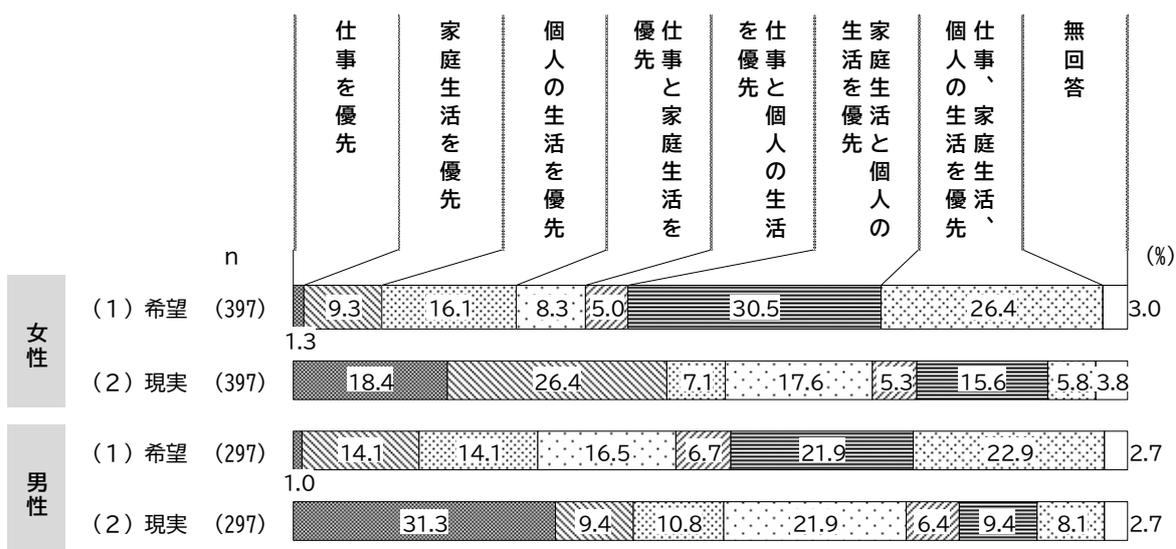
①家事・育児・介護に携わっている時間

家事・育児・介護に携わっている時間について、平日・休日共に女性は「3～5時間未満」、男性は「30分～1時間未満」が最も多く、女性の方が男性よりも家事等に多くの時間を割いています。



②生活の中の優先度（希望、現実）

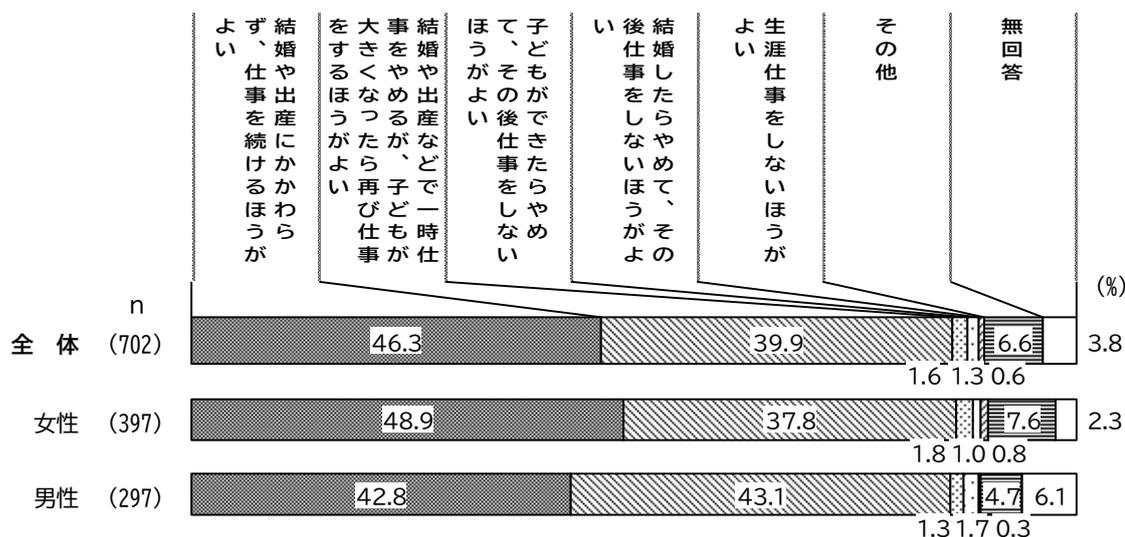
生活の中の優先度について、『希望』では男女共に「家庭生活と個人の生活を優先」、「仕事、家庭生活、個人の生活を優先」が多くなっています。一方で、『現実』では女性は「家庭生活を優先」、男性は「仕事を優先」が最も多くなっており、『希望』と『現実』が乖離していることがうかがえます。



女性の活躍について

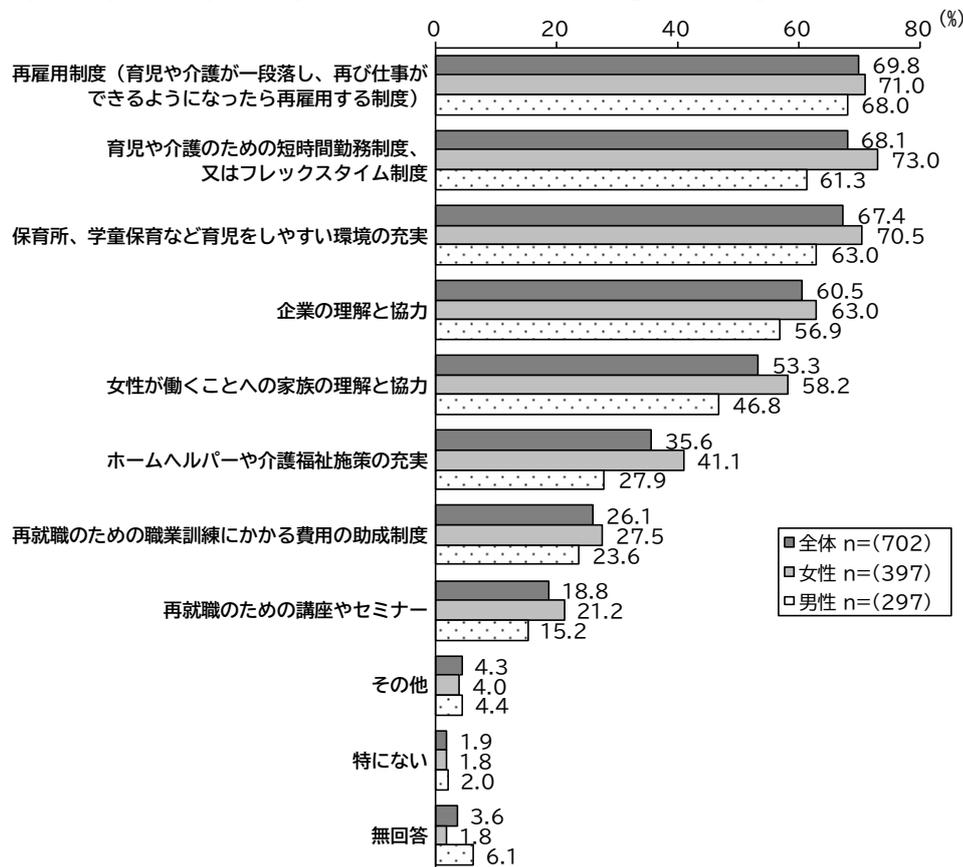
①女性の働き方について

女性の働き方について、女性では「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けるほうがよい」が約5割を占めています。男性でも「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けるほうがよい」は4割台となっていますが、「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をするほうがよい」も同程度となっています。



②一時期仕事をやめた女性が再就職を希望する際に役立つものについて

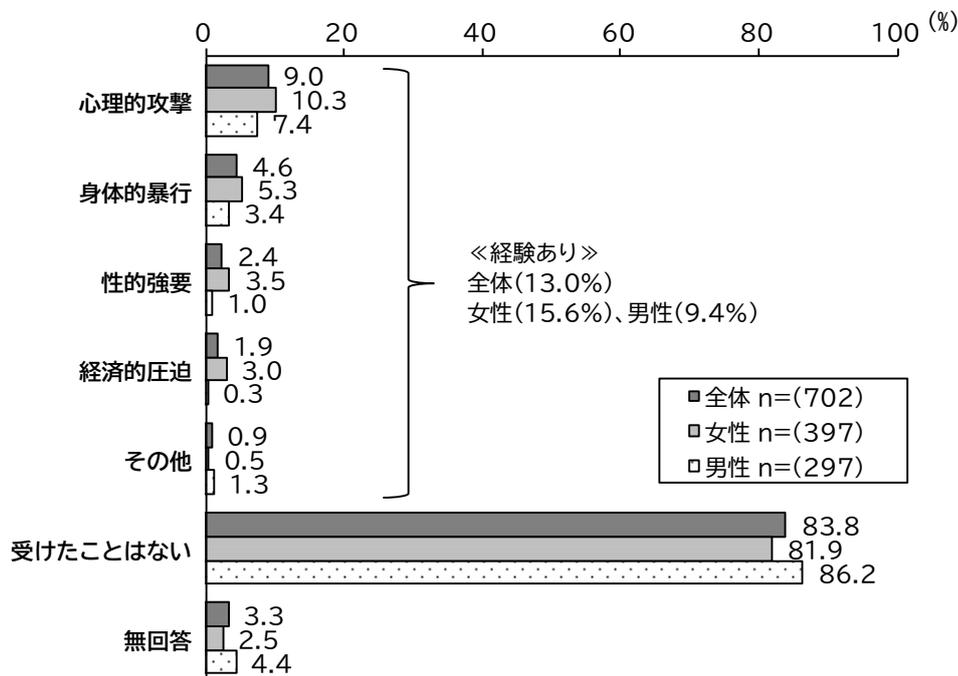
男女共に、「再雇用制度」、「育児や介護のための短時間勤務制度、又はフレックスタイム制度」、「保育所、学童保育など育児をしやすい環境の充実」が多く求められています。



暴力（DV・ハラスメント※）について

①配偶者等から暴力を受けた経験

暴力を受けた経験について、女性で1割台半ばと男性を上回っており、男性では被害経験は約1割となっています。受けた暴力としては「心理的攻撃」が最も多くなっています。



②配偶者等からの暴力を受けた時誰にも相談しなかった理由（上位5項目）

暴力を受けた経験がある人のうち、誰にも相談しなかった人に、その理由について尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「相談しても無駄だと思ったから」、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」が続いています。

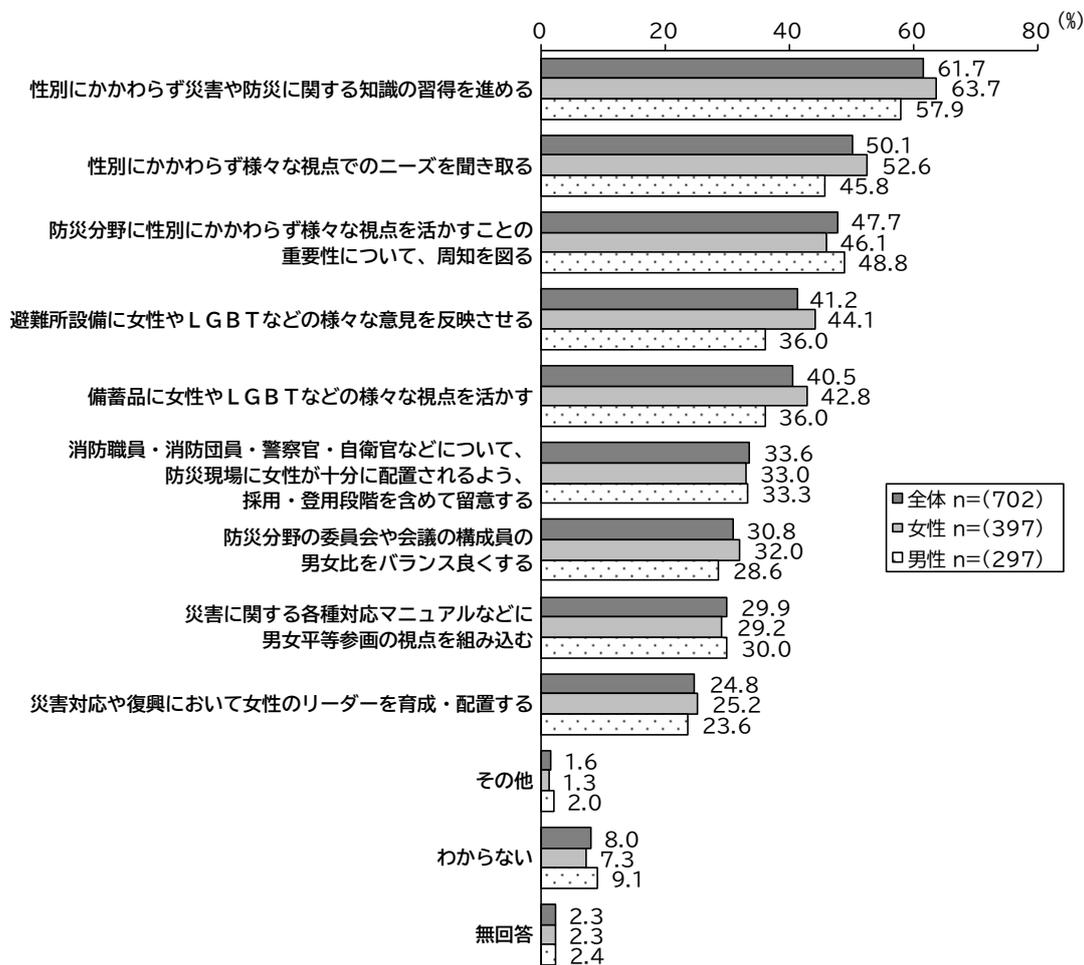
(全体 n=47)

項目	割合
1 相談するほどのことではないと思ったから	48.9%
2 相談しても無駄だと思ったから	36.2%
3 我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから	31.9%
4 人に打ち明けることに抵抗があったから	27.7%
5 相談できる人がいなかったから	23.4%

地域・防災について

①防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと

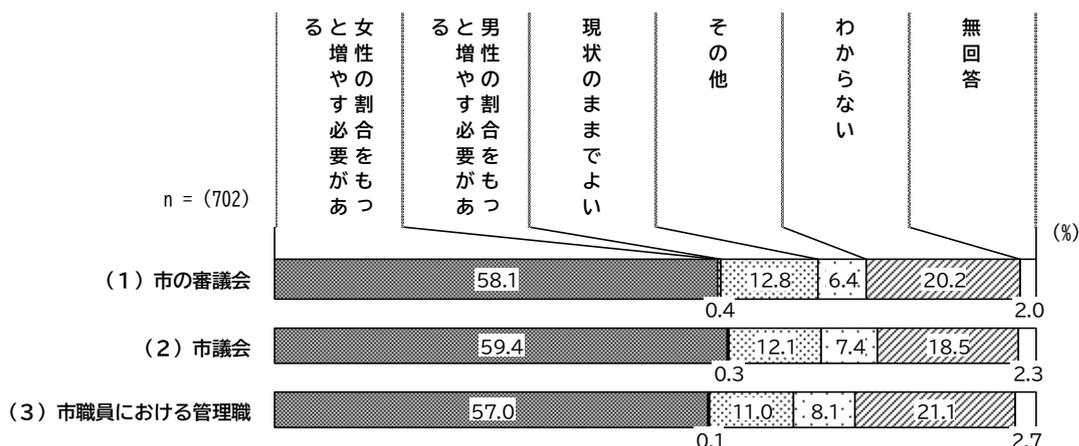
全体で「性別にかかわらず災害や防災に関する知識の習得を進める」が最も多く、「性別にかかわらず様々な視点でのニーズを聞き取る」、「防災分野に性別にかかわらず様々な視点を活かすことの重要性について、周知を図る」が続いています。



男女平等参画を進めるために必要な施策について

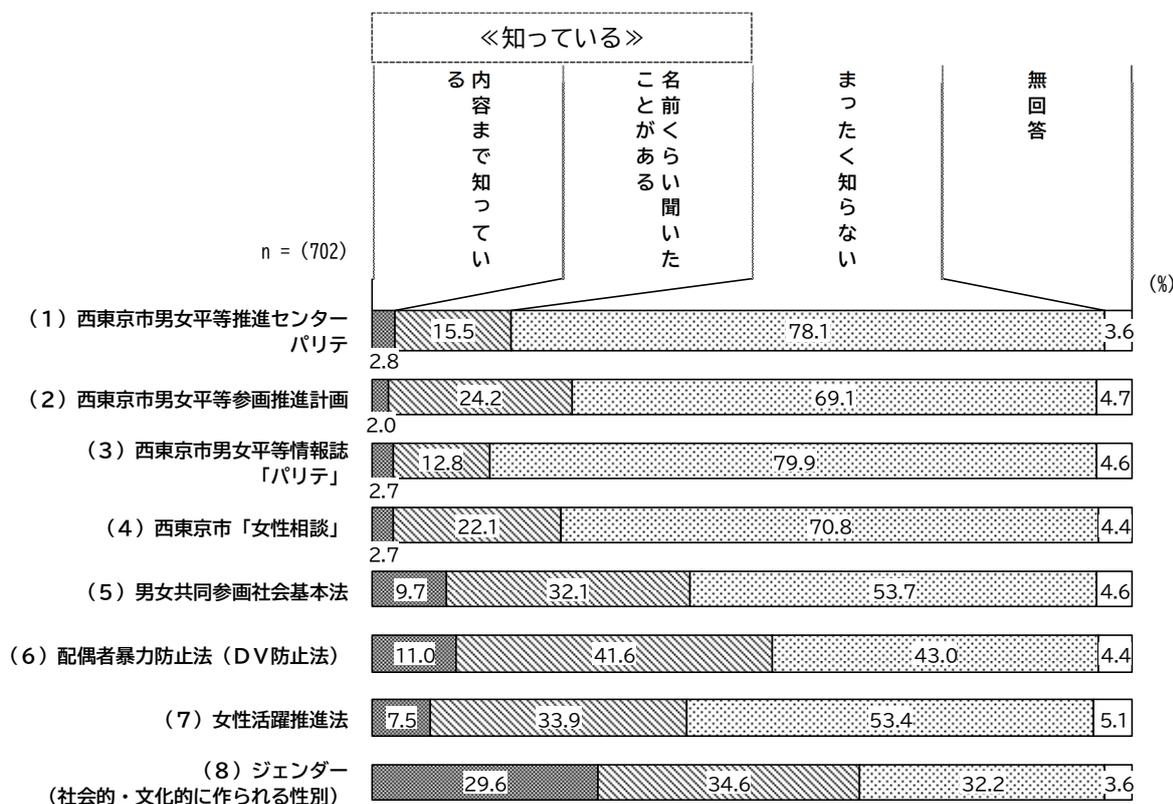
①市の審議会と市議会、市職員における管理職の女性の割合についての考え

『市議会』、『市の審議会』、『市職員における管理職』のいずれにおいても「女性の割合をもっと増やす必要がある」が過半数を占めています。



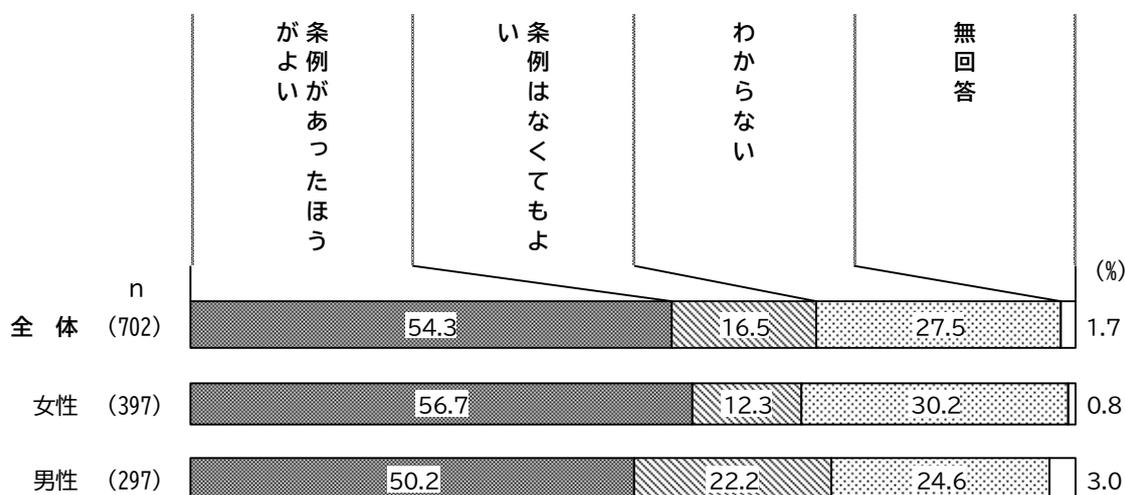
②西東京市の取組、男女平等に関する法律等の認知度

『ジェンダー（社会的・文化的に作られる性別）』、『配偶者暴力防止法（DV防止法）』で「知っている」（「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」の合計）が過半数を占めています。一方で、『西東京市男女平等情報誌「パリテ」』、『西東京市男女平等推進センター パリテ』、『西東京市「女性相談」』で「まったく知らない」が7割台となっています。



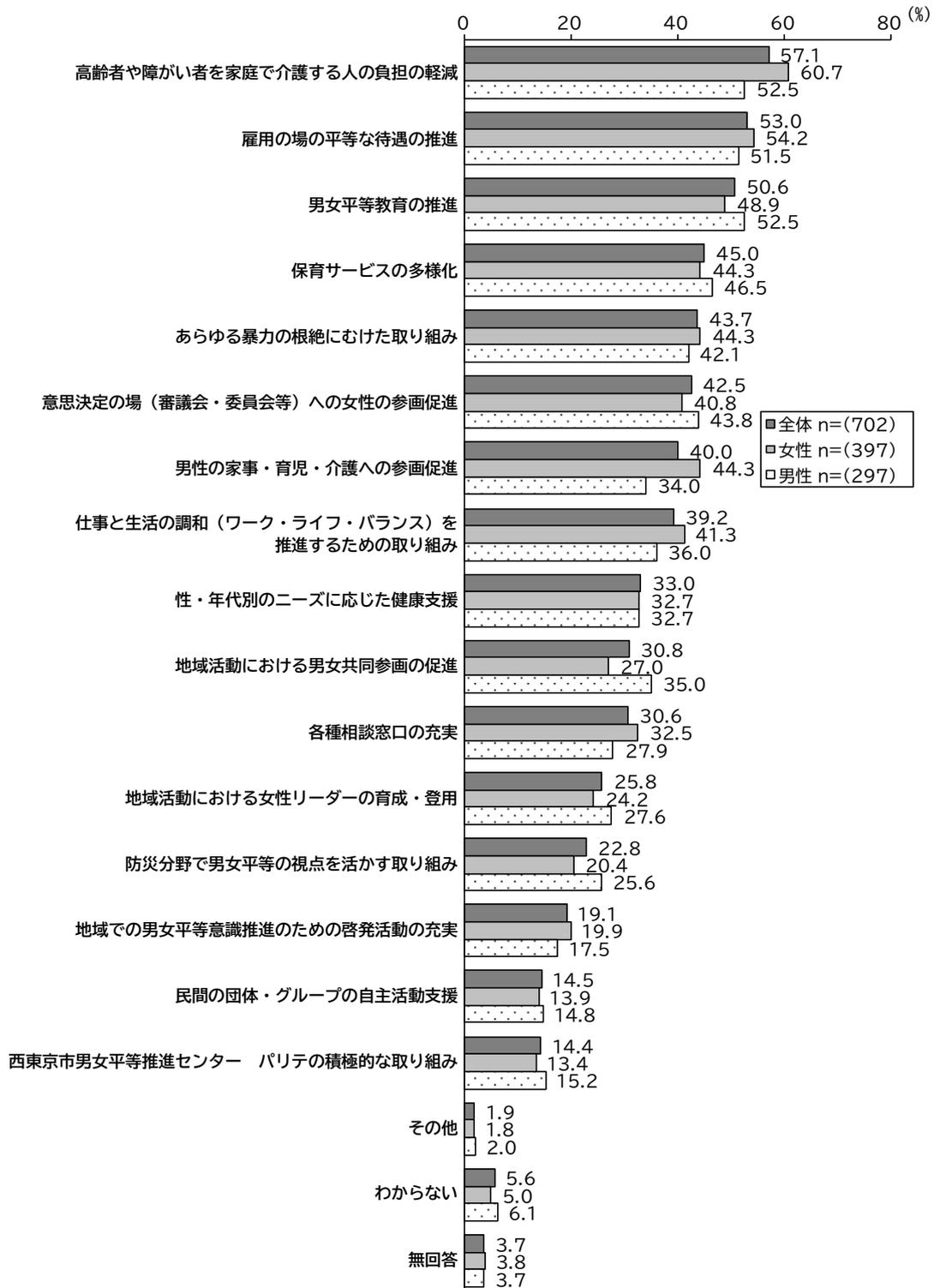
③男女平等推進条例制定についての意向

男女平等推進条例の制定について、「条例があったほうがよい」が「条例はなくてもよい」を大幅に上回っており、性別で見ても同様の傾向で男女共に「条例があったほうがよい」が過半数を占めています。



④西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策について、男女共に「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「雇用の場の平等な待遇の推進」、「男女平等教育の推進」が多くなっています。「男性の家事・育児・介護への参画促進」で女性が男性を10ポイント程度上回っています。



4 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組

平成 31 (2019) 年 3 月に策定した「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」では、4 つの基本目標を設定し、それに基づく課題、施策を位置づけ、取組を計画的に進めてきました。

第 4 次計画期間における主な取組について、基本目標ごとにまとめました。

基本目標Ⅰ 人権の尊重

◆ 市民との協働による講座の開催

企画運営委員や参加団体等、市民との協働によって性的マイノリティに関する市民向けの講座や外国における男女平等参画の紹介等、様々な講座を開催しました。

◆ パリテまつりの開催

パリテまつりでは実行委員との協働により、毎年、性的マイノリティに関する講座、父親向け講座等バラエティーに富んだ講座を企画しています。オンラインによる講座も開催しながら、男女平等参画についての情報発信や意識啓発を行うとともに、市民、団体等の活動やネットワークづくりの支援を行いました。

◆ 多様な性の理解促進

性的マイノリティに関する取組については、当事者団体との意見交換、市民向け講座や職員向け研修の開催、情報誌パリテに特集記事の掲載、パリテまつりへの当事者団体の参加等を実施し、多様な性や生き方に関する理解の促進に努めました。また、当事者団体と市との協働によるイベントを実施しました。

◆ 女性相談の充実

電子申請による相談予約受付を開始し、24 時間 365 日いつでも相談の予約申込ができるようにしました。また、市の公共施設の女性用トイレへの相談カードの設置や、女性相談に関する案内を市HPや、はなバスの車内広告に掲示するなどして、周知に努めました。

基本目標Ⅱ 地域における男女平等参画の推進

◆ 活躍する女性の紹介

女性活躍応援事業として、市内で起業した女性を講師とした講座を実施しました。また、情報誌パリテにて、市内で活躍する女性を紹介しました。

◆ 地域交流の活性化

市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民主体の実行委員会方式でNPO*市民フェスティバルを実施したほか、団体交流会を開催し、地域のNPO等市民活動団体が交流できる場づくりを行いました。

◆家庭や地域への男性参画の促進

パリテまつりにおいて、父親向けバルーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催し、情報誌パリテにおいて育児・介護休業法について特集するなど、地域における男性の参画に向けた取組を進めました。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

◆市内におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進事例の把握

意識調査とあわせて、市内事業者ヒアリングを行いました。従業員のニーズに合わせたワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関連した取組や休業・休暇制度等の導入状況、取組を進める上で大切なことや課題等について聞き取りを行い、市内の事業者の実態や好事例を把握するとともに、今後の市内事業者への啓発や情報提供等を検討する上での基礎資料としました。

◆女性の就労及びキャリア形成支援

女性活躍応援事業において、女性が生涯にわたって働き続けるビジョンを持ち、社会で活躍できるための支援を目的として、出産、子育て、介護等を理由に離職した女性や、就労に対して一歩を踏み出せずにいる女性を対象とした講座を実施し、就労に向けたサポートを行いました。

基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

◆市内の多様な性に関する理解促進

新規採用職員を対象とした男女平等参画に関する研修の中で、性的マイノリティに関する内容を設け、男女平等参画も含め職員の理解促進に努めました。

◆市内の女性活躍に向けた取組の推進

職員の昇任支援研修を通じて、主任試験や管理職試験に向けたサポートを行いながら、職員の昇任意欲の向上と、組織全体の活性化を図りました。